

すべての人に開かれた愛の道

——『現代世界憲章』の成立過程における
キリスト教的な愛の考察(4)——

浜 口 吉 隆

IV. 議案XIII：アリッチャ草案

我々が分析するのはアリッチャ草案であるが、¹⁾ 次の各草案のテキストを参照する。

——『議案XIII：現代世界における教会』：P. オートゥマンを中心に作成された1964年12月28日付のフランス語のテキスト(Ar-1)。²⁾ 1965年1月31日から2月6日にアリッチャで開催された中央特別委員会で討議された原案。

——『議案XIII：現代世界における教会』：1965年3月25日付のフランス語のテキストの修正案(Ar-2)。³⁾

——『司牧憲章：現代世界における教会』：1965年5月28日付で教皇パウロ6世によって認定されたもののラテン語テキスト(Ar-3)。⁴⁾

これらの3つのテキストを詳しく比較検討することはできないので、我々はAr-3のテキストを中心にその構造および内容を見てゆく。この草案は先のチューリヒ草案⁵⁾をも取り入れながら修正され、次のような構造になっている。

——序文(1～3条)

——序説：現代世界における人間の状況(4～9条)

第一部：教会と人間の状況

序文(10条)

第1章：人間人格の召命（11～20条）

第2章：人間共同体（21～36条）

第3章：宇宙世界における人間の活動の意義（37～47条）

第4章：現代世界における教会の役割（48～58条）

この草案をチューリヒ草案（Z-4）と比較して見ると次の諸点が明らかになる。⁶⁾ ①「序説」の第6、7、8、9条は新しいテキストである。②第1章の「人間人格の召命」はZ-4の「付録I：人間人格の尊厳」⁷⁾の第2～6条の内容を含むが、大部分はキリスト教的人間論の観点から親しいテキストになっており、「無神論」（第18、19条）についての叙述が増えている。③第2章の「人間共同体」も同じくZ-4の「付録I」および「付録IV：経済・社会生活」⁸⁾を取り入れながらもテキストを短かくしている。④第3章はZ-4に散在していた内容を含むが、ほとんど全体的に新しいテキストである。⑤第4章はZ-4の第14、17条の内容と「付録IV」の一部を含むが、『教会憲章』の教会論によって裏づけられている。なお、Z-4の第4章の第20条はAr-3の第I部第1章と第2章に、第21～25条はそれぞれ第II部の各章に含められた。更に重要なことはアリッチャ草案の内容には創造論と救済論との緊密な結合が見られ、その結合の中核に各章の最後に展開されるキリスト論（20、36、45～47、58条）があると思われる。草案は現代世界における教会の現存の意義を探求しつつ、人間人格を中心概念としてすべての人間の連帯性を強調し、キリストの証しの使命との関連でキリスト教的な愛を説くのである。

我々はAr-3の内容を草案の各章を追って検討し、キリスト教的な愛についての予備的考案を試みておこう。

1. 現代世界における教会の自覚と人間の状況

アリッチャ草案は「序文」と「序説」において教会の全人類家族との連帯性を強調し、現代世界における人間の状況を述べている。

(1) 教会と全人類家族との連帯性

草案は第三会期で討議された『教会憲章』の新しい教会のイメージである「神の民」の概念を用いて、現代世界における教会の新たな自覚を表明する。世界との関わりのなかで教会の現存の意義を追求するこの草案にとって、「神の民」の思想は一つの指導理念の役割を果たすものである。それは聖書に基づく創造と救済の歴史についての理解を深めさせ、救済史の観点から同じ地上に生きる人間および世界の救いへの希望を明らかにする。

a) 「神の民」としての教会の自覚

教会はもはや世界との対立関係のなかで現代世界の諸問題の解決策を探るのではなく、むしろ同じ世界にあって「人間の召命」という共通の課題をもちながら解決の道を探り、共に歩むのである。

従って、第1条では「神の民」である教会と全人類家族との連帯性の認識を述べる。⁹⁾ 「神の民である教会は実際にキリストにおいて一つに集められ、御父の国に向っての旅の途上にあり、聖霊に導かれている人々、またすべての人に宛てられた救いの福音を受けた人々によって築きあげられているものである。それゆえ、教会は人類とその歴史との緊密な連帯性のうちにあることを感じているし、また実際にその連帯性のうちにある。」この説明のなかでアクセントは「人々」に置かれており、すでにZ-4（第2条）に見られたように神の民が世界と隔絶してあるのではなく、むしろ御父の国への旅の途上にある「地上の住民」(omnes terrae incolae)であるとの自覚を示す。この自覚に立って、第2条は草案の対象を語るのである。すなわち公会議は単にカトリック教会に属する人々、またキリストの名をもって呼ばれている人々のみならず、すべての人々に「現代世界における神の民としての教会の現存とその活動」について語るのである。

ところで、草案は「世界」(mundus)を二つの意味に解している。つまり、「神の被造物としての天と地の宇宙世界」と「普遍的な人間家族」(universa familia humana)である。この世界は世の光である神の独り

子・キリストを与えるほど神に愛されているものである（ヨハ 3、16）。

b) 人間の召命

人間は創造された者としてこの地上で与えられた召命を生きてゆく存在である。草案では「キリストの弟子」という呼称を超えた全ての人間に共通な召命が考えられている。「この家族のすべてのメンバーは、たとえ罪人であっても個人的に（personaliter）神に愛されている。すなわちキリストはすべての人のためにご自身を渡され、その後で復活され、すべての人が一つの同じ神的召命（*vocatio divina*）をたのしむのである」（第2条）。このように人間の神的召命を神の愛に基づくものであるとし、受肉の秘義と復活秘義で明らかになる「世の光」（ヨハ 8、12）であるキリストの秘義によって解明しようと意図している。

第3条は現代の共通の関心が人間人格（*persona humana*）および人間社会（*societas humana*）に向けられていることを認め、人間性の回復を訴えている。「救われるべきは人間であり、刷新されるべきは人間社会である。」公会議は自らが信仰の証人であり、その注解者であることを認め、人類の救いのために福音の光に照らして現代の諸問題の解決の道を探ってゆくことを願っている。そのためにまず、人間の崇高な召命とその尊厳性を人間のうちに内在する神との関係のうちに括えて、より兄弟的な関係を築いてゆくためにすべての人と真剣に協力してゆく姿勢を示す。公会議教父たちの唯一の望みは、「聖霊の導きの下に真理を証するため、裁くためではなく救うために、また仕えられるためではなく仕えるために来られたキリストご自身の仕事を継続してゆくことである。」

このように「序文」の各条項にすでにこの草案の基本的な考えを見出すことができる。人類と共にある教会の姿を「神の民」として救いの歴史のなかに位置づけ、人間存在とその召命に焦点を定め、キリストの秘義に見られる人間への愛を重視し、キリストを中心としつつ人間と神との関係をどのようにこの世界のなかで生き、実現してゆくかを問う。人間人格を中心にしながら、神の似姿としての人間の召命の崇高性を神の真の似姿であ

るキリストのうちに見て、それを人々に証してゆく使命こそ世界における教会の現存の意義である。

(2) 現代世界における人間の状況

「序説」で述べられている現代世界における人間の状況分析は「時のしるし委員会」によって研究された社会学的分析である。¹⁰⁾ その叙述の意図は、この世界がすべての人に共通の唯一の世界であるという認識に基づいて、人間の諸問題に適切な解答を見出そうとする神の民の自覚にあると思われる。先に述べた人間の召命や連帯性も共通の世界の理解なしには実現し難いものになるであろう。

第5条では、人間社会の急速な変化を取り扱う。現代人は科学の進歩による恩恵に浴しているのみでなく、進歩の結果から生じる^{ひずみ}による人間の苦悩をも体験している。科学の影響は人間自身の内面にも深く及んでいるのである。従って、草案は「人類が今日歴史の新しい時代に生きている」(第4条)との認識の下に、諸科学がもたらしている世界の現象の変化における積極的側面と消極的側面とを挙げている。しかし、公会議の関心は事物と人間の状況の変化に由来する社会の矛盾のなかに生きている人間にある。そのために、社会秩序の変化(第6条)、心理的、倫理的また宗教的变化(第7条)、更に種々の不均衡からくる悲劇的衝突(第8条)のなかで生きている人間の状況を述べる。現代人は単に自然の力の支配や全被造物への優越を確信するのみでなく、政治・社会・経済秩序の確立をも熱望している。これらの諸秩序は人間への奉仕や人間の尊厳のためであり、人間の歴史においてはじめて文明の恩恵がすべての人に効果的にもたらされるようになるためである(第9条)。他方、草案は現代世界が強き者と弱き者、善いものと悪いもの、自由と奴隷、進歩と退歩、兄弟性と憎悪の間であって、人々に二者択一を迫っていることも忘れていない。

第I部「教会と人間の状況」の「序文」(第10条)はこの草案の存在理由を確認している。「御父によって呼び集められた神の民は全人類の生活に

囲まれており、その民のメンバーの行動がこの世の出来事によってどれほど大きく影響されているかを認める。全地に満ちて思いのままに息吹く主の霊に導かれていることを知るとき、神の民は現代の人々と共に与っている出来事、目標と要求のなかに神の現存のしるし (*signa praesentiae Dei*) を識別し、神の声を聞き分けようと試みているのである。」公会議は現代人に救い主キリストの光に照らして人間の充実な召命 (*integra hominis vocatio*) の完遂の道を提示しようと努めている。

2. 神の似姿としての人間の召命

第1章はZ-4の「付録I：人間人格の尊厳」の第2～6条を取り入れ、『創世記』に基づく人間論を展開する。¹¹⁾

(1) 神の似姿である人間

第11条は神の似姿に創られている人間について述べ、社会の全生活が信者、未信者を問わずこの共通の「人」(*persona humana*) に秩序づけられるように力説する。神の似姿である人間はすべての被造物に対する支配権を行使するが、この「人」が秩序づけられているのは神である。「神は愛である」(ヨハ4、8；16)という啓示に基づいて、次のように述べる。「人は愛である神の似姿であることにおいて愛することができるし、他の人のために自由に自分自身を与えることができる。」

このような愛の共同体の原初的な形態は男性と女性との交わりである。神の似姿としての人間の尊厳は墮罪後も決して失われることなく、神の契約の恵みによって明らかにされてゆくのである。以下の条項はこの人間の姿を浮き彫りにする。

(2) 他の人との対話

第12条は人間の肉体的側面を評価する。「人間の肉体的な構成要素はた

だ単に世界との関連のみでなく、かれの仲間である他の人と対話するのは肉体的な自己表現を通じてである。」この肉体的要素の評価は、肉体を魂と比較してその優劣からなされるのではなく、肉体を含めた人間全体が人間の召命に関わっているとの認識である。従って肉体的側面の強調は、肉体を通してこの地上の事物とのつながりのなかで生きている人間とそれによる世界の積極的な評価に導くと思われる。

「人々との兄弟的な対話」(第 13 条)は社会生活の条件であり手段であるが、より深いレベルでの精神性からくる相互の人格的な交わりへと高められる。この点は第 16 条でも強調される。

(3) 良心と自由

すべての人が「心に書き記された法」をもっており、この法に照らして個人および社会生活のうちに生起する倫理問題を判断し、解決の道を探るのである(第 14 条)。すなわちすべての人に共通する良心は世界の諸問題に対峙してゆくための共働と連帯性にとっても重要な要因である。¹²⁾

「自由は人のうちにある神の似姿の顕著なしるしであり、我々現代人が深く愛着する価値である」(第 15 条)。人は自由のなかに人間の人格性を発展させ、独立の存在でありながら神に依存するものであることを知るようになる。人間は自由な良心的な行動に対して責任を負いつつ、自己規定してゆく存在である。更にキリスト者は神の子の自由に召されており、その自由を生きてゆく存在である。

(4) 人間の社会的性格

以上で述べられたことは第 16 条の人間の社会的性格で一層深められる。神の似姿に創られた人間は社会的性格を有する存在であって、事物に対しては優越するけれども、各人はそれぞれ仲間である。他の人との関係のなかで生きる社会生活は付帯的なものではなく、まさに人間本性に根ざす必然的な帰結であると言わなければならない。従って、各人が自分の能力の

発達とその召命に応えうるのは、他の人との交流、つまり相互の奉仕と兄弟との対話 (colloquio) によってである。

草案は、この兄弟との相互の対話の起源が三位一体の神における相互内的関係にあると見ている。この見地から、神の似姿である人間人格 (persona humana) が神的位格 ((persona divina)としての神の生命のように、他の人々との関係のなかで相互に自分自身を与えることができ、自己を発見することができると考えている。「愛せよ」という唯一の掟に他のすべての掟が集約されており(ロマ、13、9-10)、この掟こそが社会生活の基盤に据えられるべきものである。

(5) 死よりも強い愛

第17条は人間の死について述べているが、それは決して暗い印象を与えるものになっていない。人間の召命の一環として死を愛の視点から括えている。人間の死は罪によって世に入ったが、復活されたキリストを通して破壊を知らぬ神の生命に参与するように召されたのである。死は決して神への愛と隣人への愛を終結させるものではなく、愛において人間の召命は実現されるものである。神は人間の存在の初めから、人間を神との交わりおよび対話に招かれ、それが愛のうちに実現されることを望まれた。従って、人間は創造主である神によって愛されるが故に存在するのであり、愛はかれの存在を支えているもの(subsistentia)である。こうして、我々が愛した人々、また現に愛している人々、更にすでに真の生命を分有している人々との兄弟的な交わりは死によって破壊されるものではない。

このように草案は、死という人間に共通の出来事のなかに、神と兄弟との交わり(communio-koinonia)の神学を展開し、人間の召命の真の意義が地上での人々との対話と交わりと緊密に結合されていることを力説する。¹³⁾

(6) 人間の心に在す神

草案は神の認識可能性（第 18 条）につづいて、無神論の問題（第 19 条）を初めて主題として取りあげる。これは教皇パウロ 6 世の『エクレジウム・スラム』での無神論者との対話の要請に応えるものである。¹⁴⁾ 草案は無神論について述べる時、「人間の心」を重視している。誰も触れ得ない、決して立ち入ることのできない人間の心の深みに在す神と人間の尊厳との結合に注目し、それが神の似姿としての人間観に根ざしていることを認めている。こうして、公会議は具体的な問題としての基本的人権の蹂躪に反対するのみでなく、人間世界の建設を呼びかけている。

(7) 「完全な人」であるキリストと人間の秘義

第 20 条はこれまで述べてきた人間論をキリスト論で完結させる。「新しいアダム」であるキリストはその受肉の秘義において御父の愛を啓示し、人が誰であることを明示し、その召命の崇高性をあらわされた。見えざる神の像である「完全な人」(homo perfectus)・キリストは人間の最初の罪以来、不鮮明にされていた神の似姿(similitudo divina)を回復されたのである。¹⁵⁾ この回復は人間が無比の尊厳に高められたことを意味する。

キリストによって啓示され回復された人間の秘義は、復活秘義(mysterium paschale)によって神との一致の希望に包まれる。「我々を愛し、私のためにご自身を献げられた」(ガラ 2、20) ことによって、キリストは人間を神と和解させ、聖霊の働きによって世界に生きつづけておられる「主」として贖いの秘義(mysterium redemptionis)を実現しておられる。このように、すべての人のために死んで復活されたキリストは聖霊によってあらゆる人々がこの秘義に与かる可能性を提供しつづけている。イエズス・キリストはご自分の死をもって死を滅ぼされた「世の救い主」(Salvator mundi)である。

3. 人間の共同体

すでに第 16 条において人間の社会的な性格¹⁶⁾について述べられていたが、第 2 章は人間の共同体の意義を説いている。教皇ヨハネ 23 世の回勅『マーテル・エト・アジストラ』の社会教説を取り入れながら、キリスト教的な社会観が展開されている。力説されるのはやはり人間の召命であって、共同体のなかでの社会生活を通して、その召命がいかに成就されるかである。この章は、「基礎的な諸原理」(第 22～26 条)と「実践的な指針」(第 27～36 条)に分けられている。

(1) 人間共同体の原理

a) 人間人格と人間社会との相互依存

第 22 条は人間人格と人間社会との相互依存関係を次のように説いている。「人間人格がすべての社会制度の原理、主体、その目的であるし、そうでなければならない。」また、「人はその本性によって他の人との社会共同体に秩序づけられている。」こうして、各人は社会共同体のなかで生きうるし、その生を完成しうるのである。しかしながら、草案は人間社会にある悪の現実を見逃さず、罪の結果として社会の不秩序が生じ、あらゆる悪への傾向が神と兄弟たちと世界との諸関係を悪化させている事実を認めている。正義と愛に基づいて社会の秩序を建て直し、地上の都(civitas terrena)を建設してゆかなければならない。

b) 社会関係の多様性

第 23 条は Z-4 の「付録 I」第 8 条から取られている。人格としての人間の発展のためには社会の多様な形態が必要である。家庭や政治共同体のなかで、人は人間としての交流、対話、相互奉仕などの社会生活を営んでいる。特に現代には歴史的に見ても科学的にも技術的にも相互作用また相互依存関係が強く意識されており、公的・私的諸機関の構造も多種多様であ

ることを見逃せない。この現実を認めて、「社会化」(socialization)¹⁷⁾と社会正義を實踐し、人間社会の構造をより調和のとれた秩序ある社会に強化してゆかなければならない。

c) 人間の不可侵の権利と義務

「付録 I」第 1 条では人間人格の尊厳とすべての人の連帯性および責任の自覚が強調されていたが、第 24 条はその内容をふまえている。全世界にわたるより緊密な結合と連帯性の現象は、人間の尊厳を一層認識させ、事物に対する人間の優位性と普遍的な不可侵の権利と義務に目覚めさせる。また、時の経過を方向づけ、地の面を新たにする聖霊は、人間の心の中にある福音の酵母を活かし、人間の尊厳という不可侵の命法に覚醒させる。

d) 社会秩序の進展

第 25 条は「付録 I」第 7 条の初めの部分から取られている。そのテキストによれば、「社会はただ単に物質的な事柄であるだけでなく霊的な事柄でもある。すなわち実際にそれは社会を構成している人間の霊的召命のためであり、また社会の本来の目的である共通善のためである。」第 25 条によれば、「人間社会はなによりも先ず兄弟的な尊重に基づく霊的また倫理的な現実であって、そこですべての人が個人的でしかも共同体的な、また地上的でしかも永遠的な両面を含む全的召命に自由に応答しうるのである。」このように物質的と霊的との両側面を結合しつつ、「人間の召命」を全うするに重要な秩序であるところに社会の意義を見ている。従って、社会秩序は継続的に変化し進展してゆくものであることを認め、真理に基づいて正義のうちに築かれ、愛によって活気づけられて、人間の必要性に十分に適合しうるように改善されなければならない。¹⁸⁾ あくまでも物の秩序が人格の秩序に従属すべきであって、その逆ではないことを力説している。キリストが宣言したように、安息日が人のためであって、人が安息日のためではない(マル 2, 27)。

e) 共通善の普遍的性格

Z-4 の「付録 I」第 7 条は教皇ヨハネ 23 世の『パーチェム・イン・テ

リス』の共通善思想¹⁹⁾を詳しく展開しているが、Ar-3の第26条はそれを短くしている。上述の社会に関する叙述に見られるように、社会の多種多様性のゆえに現代社会の成員間の必然的な結びつきが求められている。草案は人間のこの連帯性が人類史上とくに顕著な現代の特徴であると見ている。従って、今こそ全人類家族の連帯性を認識し共通善を実現してゆかなければならない。

以上のような人間人格を中心に据える諸原理は、どのように具体的な状況や諸問題に適用されるであろうか。

(2) 実践的な指針

a) 人間人格の尊重に反する行為

Z-4の第20条はAr-3の第1章に内包されてくるが、第27条で具体的な諸点に触れている。²⁰⁾人を尊敬する意味と今日の状況において隣人とは誰かを問い、人間人格の尊重と愛に反する事柄を列挙している。草案は「ラザロのたとえ」(ルカ16、19-31)を引用して、人を尊敬するとはその人の存在を認め、「もう一人の自分」(alterum seipsum)のように扱うことであるとしている。この視点から現代における隣人とは誰かを考え、次のような人々を列挙している。見捨てられている高齢者、理由なしに蔑視されている移住労働者、自分の犯さない罪のために不正に苦しんでいる私生児、毎日、テレビのスクリーンに突然写し出され我々の眠れる良心を目覚めさせるような餓死してゆく人々などである。このような人々こそ、キリストのことば(マタ25、40)のように、「キリストの兄弟である」という人間の尊厳をもつ「小さな人々」である。

また、草案はキリストのことばに反する現代の悲劇として次のような行為を取りあげている。①生命の神聖性に相容れないこと：集団虐殺、堕胎、安楽死、意志的自殺。②人間人格の完全性を犯す行為：切断(mutilatio)、肉体的・精神的拷問、組織的・心理的操作。③人間の尊厳を害するか、暴力で犯す行為：追放(deputatio)、売春、婦人・青年の売買、労働者が利潤のた

めの単なる道具のように扱われ、自由で責任ある人格として取り扱われな
いような労働条件の悪化など。更に草案は信教の自由を共通善の構成要素
の一つであると考え、その自由を奪う現代文明の下での多くの悲劇の事実
を見て、それが人間人格の優位性を無視するだけでなく、創造主に対する
侮辱にもなっていると訴えている。

b) 敵対者に対する尊敬と愛

我々は現代の多様な異見のなかにあつて、真理であるものを愛し探し求
めている。第 28 条では愛は真理に無関心であることではなく、主の教えに
従つて（ルカ 6,37；ロマ 2,1-2；14,10）、誤謬と誤謬を犯す人とを区別し
なければならず、誤謬を犯す人も人格としての尊厳を失うものではないと
強調している。²¹⁾

また、第 29 条ではキリストの福音に従つて、敵への愛（マタ 5,38-39；
43-44）、十字架上のキリストの模範に見られるようなゆるしの教え（マタ
6,12；18,22 以下）や「善をもって悪に勝て」（ロマ 12,26）というパウロ
の教え²²⁾を思い起こさせている。

c) すべての人の基本的平等

人間人格の尊厳と合わせて、第 30 条はすべての人の基本的平等が現代人
の意識にますます強くなっていることを認め、その平等のキリスト教的原理
を示している。すなわちすべての人が神の似姿に創られているということ
とすべての人が神的召命に召されているということである。

「付録 I」第 5 条では人間の召命の認識から人間のより深い平等性に(ad
profundiores aequitatem hominum)導かれると述べ、個人としても共同
体としても自分の行為の責任²³⁾を感得するようにすすめている。Ar-3 の
第 30 条はこれをふまえて、次の三点を指摘している。①あらゆる種類の人
間の差別を排斥する。²⁴⁾ 政治的、社会的、文化的、性、人類、言語、身分、
階級、色、宗教などによる差別は人類の良心的意識や神の計画に反し、断
罪されるべきものであり、除々に除去されるべきである。②特に現代にお
いては男女の平等性と相互補足性が認められるべきである。世界の各地に

残存する基本的人権が女性に与えられていない現実を見逃してはならない。③至る所に見られる貧富の差、強者と弱者、労働者と支配者の問題をヤコブの勧告（ヤコ 2,1-10）に従って解決するように訴えている。

「付録 I」第 5 条では、すべての人がキリストのうちに有している召命の平等性に完全に応答し、キリストの体を形成するように、と述べられていたが、Ar-3 ではその点は削除され、信じる者も信じない者も人間としての平等性を認め、実際的な結論を導き出すように求めている。

d) 社会的愛

第 31 条は新しいテキストである。「社会的愛」(caritas socialis)という概念は「社会正義」(iustitia socialis)に対応するものと思われる。すでに述べた人間の平等はいわば「精神的平等性」(aequalitas spiritualis)であって、現実社会には社会的な諸条件の下での多種の不平等が見られるのである。従って、一つの人類家族の成員間に存在する差別や不平等を排除してゆくことこそ社会的愛と社会正義との命法である。現代世界の現実に目を注ぐとき、「愛の空間」(spatia caritatis)が拡大されていることを認めざるを得ず、今や愛のわざは単に個人レベルにとどまらず、市民社会との協力奉仕また社会制度の変革まで及ぶとき、その成果があらわれるであろう。

「人はパンのみにではなく、人間としての尊厳と自由と愛に飢えている」という指摘は多種多様な社会の諸条件がどうであっても、人間人格こそが保護されるべきであることを示している。従って、愛のわざも物質的援助にとどまるものではなく、技術の進歩のかげで抑圧されている現代の奴隷状態からの解放に及ぶべきであろうし、人間の制度も人間の霊的な事柄にも意を用いるようにならなければならない。

e) 自由と人間の連帯性

第 32 条では現代、自由の価値が認められつつあるが、ただ「人は自由である」というだけでは不十分であると指摘する。むしろ、自由になってゆくこと、つまり人間の尊厳を認め、他の人々のために自分自身を与えてゆくところに人間の召命への応答を見る。人は「孤独なもの」(solitarius)とし

てではなく、「連帯するもの」(solidaris)として創られている。人間の自由もこの社会の連帯性のなかで人間共同体の奉仕に自らを委ねるとき実現されるものである。人間の未来は全人類の連帯性に依存していることが自覚されつつある今日、個人主義的な倫理法は不十分である(第33条)。従って、自分と自分の属する共同体への責任感と積極的な社会参加が求められるのである(第34条)。

(3) 人間共同体の神学的基礎づけ

草案は人間共同体の原理と具体的指針を示したのち、キリスト教神学からその共同体の意義を見出すように努めている。人間の社会生活の神学的基礎(第35条)と人間の連帯性のキリスト論的基礎(第36条)は Ar-3 の新しいテキストである。²⁴⁾

a) 社会生活の神学的基礎

人間の秘義に光をあてる啓示は、人間の本性に創造主によって書き記された法についてのより深い理解を与える。「聖なる教えによれば、すべてのものの上に御父として配慮される神は、すべての人が一つの家族を形成し、各人が互いに兄弟として取り扱われることを望まれた。すべての人が実際に神の似姿に創られており、唯一の起源をもっている。すなわち、すべての人が同じ運命に召されており、かれらがすでに共通の救いのために必要な力を受けている至聖なる三位一体の神の生命に与かっているのである。」更に、「神のことばはすべての民に宛てられており、福音のメッセージはすべての国民に説かれるべきものである。」

b) 受肉したみことばと人間の連帯性

「受肉したみことば自身が人類との連帯性に入れられることを望まれ、人間の諸関係とくに家族のそれを聖化された。」(第36条)草案はイエズスの地上での生活を通しての人間関係の聖化に注目し、我々の日常生活の意義を力説する。キリストは御父の人々への愛と人間の崇高な召命を啓示するのに、社会生活の最も通常の諸現実を取り入れられたのである。彼が人間

の兄弟になられたところに、人間の連帯性と兄弟的な交わりと奉仕の基礎を見出している。とくに信仰によってキリストを受け入れて、彼の体に合体した人々の各自の賜物による相互奉仕を要請している。

4. 人間活動の意義

第3章は以前のテキストに散在していた内容を含みながら、新しく作成されたものである。²⁵⁾ 世界における人間活動(*navitas hominum*)の意義を取り扱うこの部分には、自然的秩序と超自然的秩序の二分法を斥ける努力がうかがわれる。いわゆる「地上の諸現実の神学」が展開されていると見てよいであろう。創造のわざによる諸現実の価値を認め、人間と物質の世界との結合とキリストへの方向づけを試みている。人間の労働の意義²⁶⁾をただ単に物質世界への働きかけとしてだけ理解せず、神が人間に与えられた任務として自覚し、人は労働によって世界を変革し、更に労働は人間の完成と救済の成就とも関わっている。この世の現実の価値の高揚は人間の地上的召命を天的召命から分離せず、この世界の建設に参加することは神の国の建設という希望に秩序づけられるべきものである。

(1) 「神の似姿」である人間の活動

第38、39条は人間の活動を創造論から見て、神の創造のわざへの参与また完成への共働であると理解している。

a) 聖書による根拠

第38条は人間の活動の意義を創造によって人間に与えられた使命として括え、その倫理的面と宗教的面を見ている。宇宙・世界の支配と社会生活の諸条件の改善に尽す人間の個人的また団体的活動は、人の善のために(*bonum pro hominibus*)という点で神のみ旨に合致している。「神の似姿」に創られた人間は、地とそこにあるすべてのものを従わせること、つまり被造物への支配権を有すること、世界を聖性と正義で律すること、公正と

愛が社会に普及すること、という使命を与えられている。人間は日常生活の活動によって創造主のわざを継続し、兄弟に奉仕するよにとの招きに自由に応答してゆくのである。

b) キリスト教信仰と人間活動

宗教的な意味と価値は人間の活動を神に関係づけるところにあるが、第39条は人間の活動をキリストと関連づけている。人間は被造物のなかに神の不思議を観想するだけでなく、人間の働きを通して神に栄光を帰するのである。また人間の力が大きくなれば、それだけ責任も広がるが、高慢とエゴイズムに支配されないように留意しなければならない。創造主によって秩序づけられたすべての活動は、キリストによって完成に導かれる。その活動が人類の善に寄与し、キリストにおける人間の召命を成就させるものであるように求められる。

(2) 地上の事柄の自律性と神の国との関係

a) 自律性

第40条は創造論に基づいて地上の事物、人間社会の自律性²⁷⁾についての正しい理解を得るように求めている。自律性は宗教的価値を無視するものではなく、キリスト教の立場からも神のみ旨に反するものではない。宇宙世界の創り主は聖書の神であり、我々を救い、ご自分の生命に与かるように呼ばれている方である。神を信じる人はどの宗教であれ、被造物のなかに神の声を聞き、啓示を知りうるのである（ロマ1,20；詩18）。人間の自律性は決して神からの分離の道ではなく、むしろ神の現存の証しでもある。

b) 人間の活動と神の国との関係

人間の活動は地上的な価値にとどまらず、その真の意義の理解は人間の歴史の終局との関係で明らかにされる（第41条）。「神の計画において、すべてのものは人間に、人間はキリストに秩序づけられているから、人間の活動はそれが人の発展に寄与する貢献によって判断されるべきである」（第42条）。人間は活動によって事物と社会を変革するだけでなく、人間自身を

変革すること、また人間の豊かさはかれがなにを所有しているかによるよりも、かれが何であるかによることを知らなければならない。

第 43、44 条は地上の国と天上の国との関係を述べる。「人が社会関係において、より大きな正義とより広い兄弟性、友とのより堅固な絆を生むためになすすべてのことは、来るべき王国と関係しないのではない」（第 43 条）。もちろん社会秩序は神の国と完全に同一視されるものではないが、²⁸⁾キリスト者は社会秩序の改善のために尽力しなければならない。すでに秘義として神の国はこの地上に現存しているのである。しかし、草案はキリストの王国の完成に向けて社会秩序の改善に努めるように要請している。

(3) 万物と人間の召命のキリストにおける完成

Z-4 では人間の活動をキリストの秘義と統合する点はそれほど明確ではなかった。第 45～47 条は新しいテキストである。人間の活動に関する教説は創造論で終止するのではなく、キリスト論また聖霊論に関わるのである。

a) 神の霊の働き

「神の霊は世紀の経過を導き、召された人々の善のためにも神秘的な仕方ですべてのものを活かす」（ロマ 8、28 参照）。すべての人間活動は神の救いの計画のなかにその場を見出すのである。御父と御子の絆である神の霊は、すべての人と全宇宙とをキリストに方向づける。

b) キリストにおける完成

第 45 条にはキリストの称号を聖書から列挙している。真の神・人、御父の愛する独生子、すべてを創造されたみことば、我々の救い主、すべての人を救うために来られた愛する主、師、神の知恵、永遠の御父の輝き、見えざる神の像、すべての被造物の初穂などの称号はすべてのもののキリストへの関係を示す。しかしながらすべての人に及ぶキリストの普遍的な主権（第 45 条）は、十字架のみによる支配である（第 46 条）。十字架に示されるキリストの支配のなかに、人間に対する神の愛と人間の全的召命の秘

義が明らかにされる。主こそが人間の歴史のゴールであり、人間活動に意義を与えるのである。

5. 現代世界における教会の役割

第4章のテーマはすでにチューリヒ草案の第2章で取扱われていたが、²⁹⁾「付録IV」の内容も取り入れながら改訂されている。この章は『教会憲章』との関連が最も緊密である。³⁰⁾『議案XIII』は教会と人間との緊密な関係を強調するのであるが、教会が世界のなかにあることを自覚し、教会と人間との共通の召命を見極めながら、見える共同体としてこの世界に現存する教会の役割を確認する（第48条）。教会は世界と共に生き、共に活動される「神の民」として認識されており、そのメンバーの使命を問うのである。

(1) 世界における教会の現存

第49条の内容はただ第4章の基本的な考えのみでなく、草案全体にとって意義あるものになっている。

a) 教会の起源

教会は御父である神の全人類に対する愛に起源をもち、三位一体の神の生命こそがその源泉である。「人類のための御父の愛を通して、教会は主キリストによって創立された。聖霊の力を通して主が来られるまで、教会は現存し、受肉されたみことばによってもたらされた贖いの秘義を時代を通して実現してゆくのである。」

b) 教会の存在理由

一言でいうならば、教会の存在理由はキリストの計画を遂行することにある。キリストが真の生命を人々に与えるためにこの世界に来られたように、彼によって創立された教会もその同じ使命を有し、人々に真の生命を豊かに与え、一つに集めるためにこの世界に現存している。「教会は神との

親密な交わり、全人類一致のいわば秘跡である。」³¹⁾啓示は神の秘義の現われであると同時に、人間自身の意義と人類についても受肉されたみことばによって明らかにするものである。従って、教会の使命は人間の真の意味をキリストによって示しつつ、キリストを証することにある。

(2) 創造秩序と救済秩序

すでに創造と救済との関係は草案の随所に散見されたが、今その関わりを問いながら、人間の歴史のなかでの教会の現存の意味を追求している。

a) 創造と救済

「受肉したみことばにおいて自己を啓示された神は、またすべてのものの創造者である。」(第 50 条)。すべての人の救いを望まれる神は、その霊によって時代の経過を方向づけ、人々の心を浄め、人々を救い主キリストに導かれる神である。神のみことばの受肉は人間の啓示にとどまらず、全てのものの意味を明らかにし、またそれらを聖化するのである。「人類の歴史は救済の歴史と緊密に結ばれている。すなわち現在と最終的な営みにおいて、贖いの秩序は創造の秩序を含んでいるのである。」(第 50 条)。

b) 二つの帰結

創造と救済との結合から教会の普遍的な使命(第 51 条)と信仰と生活との一致(第 52 条)を考えなければならない。

(i) 教会の普遍的な使命。教会の役務は人間の諸現実に関わるものである。しかし、その役務は宗教的な秩序に関するものであって、人間の諸現実を救済の秩序から、つまり神の国との関係から判断してゆく。この神の国は来るべきものであるが、すでにこの地上に存在し、³²⁾世界のなかで成長し発展しつづけている。すでに第 40 条で見たように、教会は地上の現実の自律性を創造主の意志と一致する限りで尊重するのである。従って、教会は社会の諸制度に見られる真理と善と正義に深い尊敬を払うし、基本的人権を擁護するものである。他方、罪によって腐敗した社会秩序をも考慮し、人の心書き記された法に符合して生きるためには神の恩恵の助けが

必要であることを認めつつ、宗教的使命を果たしてゆくのである。

(ii) 信仰と生活との一致。第 52 条によれば、現代の最大の躓きは信仰と生活の分離にある。「この地上には永遠の都はない。来たらんとする都こそ、私たちの求めているものである」（ヘブ 13、14）としても、信仰は各人の召命に応じた地上の任務を怠ってはならないことを教えている。「サマリア人のたとえ」のように、すべての人に対して隣人になるという信仰と生活の統一を求めている。「キリスト者にとって、地上の任務の不履行は神ご自身に対する任務の怠りであり、永遠の救いをも危うくするものである。」地上的な事柄との関わりは宗教的な価値と結びれており、人間活動のすべての分野での信仰生活の重要性を教えているのである。

(3) 神の民の固有の使命

Z-4 の第 15～18 条の内容は第 53 条に含まれる。「神の民はメシア的な民³³⁾であり、世界の前で主の死と復活の証しをしなければならないが、その証しの仕方は様々である。」また「キリストの体」³⁴⁾である教会のメンバーにはそれぞれの場での証しの使命がある。とくに、「信徒は教会が世界に現存する最前線にあって、世の市民としてそれを活気づけ、聖化する使命を有する。³⁵⁾かれらは世の建設という目的に向けて他の人々と共働するのであるが、信徒の役割は世俗の諸事情のなかにキリスト教精神を拡大してゆく、キリストのパン種のようなものである。「かれらがなすすべてのことにおいて、また人類のただ中でキリストの証人でなければならない。聖霊に強められて、かれらはきわめて日常的な人間実存を通して語られる神の声を聴くのである。」その声に聴き従うとき、キリスト者はこの世界に現存する真意を見出すであろう。

(4) 教会と現代世界との相互関連と援助

教会は急速に変化し進歩する現代世界にあって、もはやそれと無関係に存在することはできないとの自覚を強めている。現代世界から多くの恩恵

を被っている教会は、なにを世界に提供しうるであろうか。現代世界のすぐれた諸制度を通して示される自律性の価値こそが現代人の追求しているものである。教会はかれらの自由を尊重し、具体的な生活の場でキリストの啓示に基づいて人間の秘義を示すのである。人間の問題こそすべての人々に共通のものであって、その解決の道を一緒に探求してゆくのである（第 55 条）。

すでに第 10 条で述べられたように、「神の民」としての教会は約束された国に向かって旅の途上にある（第 56 条）。教会も常に神の霊に忠実であったとはいえないが、この地上にあって「救いの法」(lex salutis)がすべてを貫き、罪深い人間性のなかに受肉してゆくように努めなければならない。福音の光に照らして、時と場およびあらゆる事情を考慮して、貧しき者、困窮せる者、抑圧されている者への愛を念頭に置くべきである。

第 57 条は Z-4 の第 17 条を含む。教会の全構造のなかに愛と貧しさの精神が浸透し、兄弟性を築くように模範・キリストに従って生きるべきである。貧しさの精神こそがキリストの兄弟たちのうちにキリストを見出させるのである。「兄弟たちのうちにキリストを見出すキリスト者は、それほど多くの人々が飢え苦しんでいるのに、豊かに裕福に暮すことはできない。」

草案はまた迫害されている教会を忘れてはいない。すべての人の友である教会は迫害している人々の友であろうと望んでいる（第 58 条）。教会は常に聖霊³⁶⁾によって新たにされ、全人類のなかで働いている福音の酵母 (fermentum evangelium)を見出して喜ぶのである。教会は、教会を見つめ教会に求めている世界と親密に結ばれるように、世界の多種多様なアピールのなかに聖霊の招きを感じ、それに応答するように努めるのである。愛すべき主・キリストに希望し、教会がより充満的に今日の世界の具体的な要請に応えるように、すべてを彼に委ねる。

予備的考察

我々はアリッチャ草案の内容をそのテキストの順序に従って概観してきた。先のチューリヒ草案に対して提出された公会議教父たちや神学者の見解をふまえて、³⁷⁾ キリスト教的人間論とキリスト論を中心に、世界と教会との関係を救済史のなかで括えようとの試みが強く感じられる。チューリヒ草案においてもキリストへの言及は豊富であるが、³⁸⁾ アリッチャ草案はその全体構造の核心にキリストを位置づけている。「序文」ではキリストと世界との関係が述べられ(第2、3条)、「序説」の第10条は神の民との関係で、第1章は神の似姿に創られた人間の尊厳と「完全な人」として(第11、20条)、第2章では人間の連帯性との関係で(第22、27、30、35、36条)、第3章では人間の活動を通してのキリストにおける召命遂行として(第38、39、45、47条)、第4章では神の民である教会を救済史に位置づけるために(第49、50、53、57、58条)述べられている。各章はキリストへの言及で閉じられるが、人間への言及で始めており、それは人間の問題解決の道をキリストの秘義のなかに探ろうとする意図の現われであろう。「人間の召命」、³⁹⁾ 「人間の連帯性」また「人類家族」、⁴⁰⁾ 「兄弟性」、⁴¹⁾ 「世界」⁴²⁾や「人間社会」⁴³⁾をキリストの光で明らかにしようとするこの草案の脈絡のなかで、キリスト教的な愛をどのように説いているであろうか。

a) 神の似姿である人間の愛

まず、神の似姿である人間への言及から次の諸点を列挙することができよう。

(i) 愛である神の似姿である人間は愛することができ、他の人に自由に自分自身を与えることができる。その典型は男女の共同の交わりに見られるものである。

(ii) 人間の肉体の価値に光が当てられ、他の人との対話や地上の事物と人間および世界の評価が高められている。

(iii) 人間相互の人格的な交わりと人間の「心」の重要性が指摘され、人

間の心に在す神と人間の尊厳とが緊密に結合されている。

(iv) 個人の良心と自由がすべての人に共通する「心に書き記された法」との関係で説かれ、世界の諸問題を解決するための共働と連帯性を力説する。

(v) 人間の社会性はそれぞれの人間が互いに「仲間」であるという認識を深める。人間は他の人との関係のうちであり、生き、相互に与え合うことによって自己発見することができる。「愛せよ」との主の掟こそ、相互依存を強める現代世界にあって重要なものである。

(vi) 人間の死よりも強い愛がある。全存在をもって生きられた愛は死によって終結されるものではなく、生の完成としての神の生命への参与である。兄弟たちとの交わりのなかに神の生命がある。我々は神に愛されるがゆえに存在するのであり、対話と交わりの生をおくることができる。

(vii) 「完全な人」であるキリストの秘義のなかに、最深の愛の秘義を見出す。神の似姿の回復や人間の尊厳は、我々を愛しご自身を死に渡されたキリストによる和解と贖いのわざと分離されない。この救いの愛のなかに人間関係も取り入れられたのである。

b) 人間共同体における愛

人間の召命は社会生活において実現されるものである。人間は各個人と社会との相互依存関係のなかに生きている。罪の結果としての社会の不秩序は正義と愛によって秩序回復され、人間の尊厳と権利、義務が擁護されなければならない。人間の連帯性の認識の下に全人類家族の共通善が推進されるべきである。このような原理に基づいて、草案は具体的な愛のわざを挙げている。

(i) 愛の根本は人を尊敬することである。すなわち、その人の存在を認め、もう一人の自分のように取り扱うことである。隣人愛はすべての人がキリストの兄弟であるという信仰感覚に基づいて、人間人格の尊厳に反したり、それを損う行為を斥けるように要請する。

(ii) 愛は真理に無関心ではあり得ず、誤謬とそれを犯す人とを区別し、

その人の尊厳を見失わない。敵対者への愛は十字架によって示されたゆるす愛から理解され、実践されるべきである。

(iii) すべての人の平等の原理はすべての人間の召命と関わっており、貧しい人々と差別されている人々を見捨てない。

(iv) 人間の平等性に基づいて、人間社会を一つの人間家族として括え、社会的な連帯性から「社会的な愛」を実践すべきである。「愛の空間」が拡大された現代、社会への積極的な参加と奉仕が求められる。

(v) 受肉されたみことばの人類との連帯性のなかに、御父の愛が啓示された。日常生活での兄弟的な交わりと連帯性の確立がキリストにおける唯一の家族観から求められる。

c) 人間の活動の意義と愛

(i) 人間の活動は神の創造のわざへの参与である。人は個人的また共同体的活動を通して、人の善のため、兄弟への奉仕のために尽力する。人類の善のためになされる諸活動は神の招きへの人間の自由な応答であり、人間の召命を実現してゆくものである。

(ii) 人間と地上の事柄の自律性は神のみ旨に反しない限り、神の現存のしるしにもなりうる。こうして人間の活動に宗教的な価値を認めることができる。

(iii) 人間の活動は神の国との関連でも意義づけられる。人間は労働を通して自己変革と社会変革を遂げてゆくが、それはまた世の救いに関わる愛の行為ともなりうる。人間の活動の最深の意義は歴史の目標としてのキリストによる贖いの実現にある。従って、地上的な召命と天的な召命また信仰と生活との統合を求めて生きてゆかなければならない。

d) キリスト者としての証しと愛

現代世界における教会の役割は、この世界でのキリスト者のキリスト者としての生活を通して実現される。

(i) 教会はこの世界に現存する。三位一体の神の存在と生命に一致して、キリストの救いのわざを遂行しながら、全人類一致のしるしとして現存す

る。教会は聖性の源泉である神とキリストを世に証してゆく。

(ii) 教会は創造の秩序と救済の秩序とを不可分離なものとし、その結合点にキリストを見る。キリスト者は地上の自律性を尊重し、人間の諸権利と社会の善を擁護する。信仰と生活の一致のなかに生きるとき、キリスト者の存在は神の国のしるしになりうる。地上の事物の価値と人間活動の意義を正しく認め、そのなかに永遠の救いの価値を見出してゆかなければならない。

(iii) 神の民である教会として、特に信徒は信仰生活を通して世の建設という共通の使命を果していく。主の死と復活を証し、すべてを通して語りかけている神の声を聴く力を養ってゆかなければならない。

(iv) 教会はキリストの啓示に基づいて人間の秘義を世界に示す。すべての人に共通する具体的な問題の解決に協力する教会は、旅の途上にあり、「救いの法」である愛と貧しさの精神をもって兄弟的な共同体を建設してゆくのである。

このアリッチャの草案は『現代世界憲章』の基礎的資料であるが、公会議教父たちはこの草案をどのように受けとめたであろうか。いよいよ最終段階への決定的な歩みを確実にしてゆくのである。

付録 1 : アリッチャ草案 1 (Ar-1)

—Schema XIII: L'Eglise dans le Monde de ce Temps (P. Haubtmann: 1
-7 Février 1965)

—Introduction:

1. A qui le Concile s'adresse et pourquoi.
2. Solidarité du Peuple de Dieu et du peuple des hommes.
3. Plan.
4. Le Concile n'a qu'un but: continuer l'oeuvre même du Christ.

I. Vue d'Ensemble:

5. C'e qu'est le monde moderne et d'où il vient.
6. Maîtrise scientifique et technique.
7. L'évolution démographique.

8. Inégalité et universalité de cette évolution.
 9. De quelques conséquences.
 10. Transformations dans la psychologie collective des groupes et des peuples.
 11. Caractère désornné de cette évolution.
 12. Les interrogations présentes du genre humain.
- II. L'Homme dans L'univers.
13. Le Peuple de Dieu doit chercher à répondre aux appels de Dieu.
 14. Une problématique nouvelle.
 15. Nova et vetera.
 16. Trois vérités fondamentales.
 17. De quelques conséquences de cette doctrine.
 18. L'autonomie des choses terrestres.
- III. L'Homme dans la Société:
19. L'homme ne se connaît pas lui-même.
 20. Nature de l'enseignement de l'Eglise en matière sociale.
 21. Une nécessaire remise en question.
 22. Développer le sens de la responsabilité et de la participation.
 23. Importance de l'effort culturel.
 24. Le respect de la personne humaine.
 25. Respect de l'adversaire.
 26. Réciprocité du respect en matière religieuse.
 27. Les vicissitudes de l'histoire.
 28. L'espérance du Peuple de Dieu.

付録 2 : アリッチャ草案 2 (Ar-2)

— Schema XIII : L'Eglise dans le Monde de ce Temps (25 mars 1965)

— Introduction:

1. Solidarité du Peuple de Dieu et du Peuple des hommes.
2. A qui le Concile s'adresse.
3. Le service de l'homme.

Première Partie: De la Condition Humaine dans le Monde d'Aujourd'hui.

4. Espoirs en angoisses.
5. Une mutation profonde.
6. Conséquences dans l'ordre social.
7. Conséquences psychologiques, morales, religieuses.
8. Les déséquilibres du monde moderne.

9. Une aspiration profonde et de plus en plus universelle.

10. Les interrogations du genre humaine.

Deuxieme Partie: L'Eglise et la Condition Humaine.

Introduction:

11. Répondre aux appels de l'Esprit.

Chapitre I : De la Vocation de la Personne Humaine.

12. L'homme créé à l'image de Dieu.

13. Dignité du corps humaine.

14. Dignité de l'intelligence humaine.

15. Dignité de la conscience.

16. Grandeur de la liberté.

17. Le caractère social de l'homme.

18. La mort vaicue.

19. Le problème de l'athéisme.

20. Le Christ, Homme parfait.

Chapitre II: La Communauté des Hommes.

21. But poursuivi par le Concile

Section I : Principes Fondamentaux.

22. Interdépendance de la personne et de la société.

23. La multiplication des liens sociaux.

24. L'affirmation des droits et des devoirs de la personne.

25. Le caractère évolutif de l'ordre social.

26. Caractère universel du bien commun.

Section II: Orientations Pratiques.

27. Le respect de la personne humaine.

28. Le respect de l'adversaire.

29. L'amour des ennemis.

30. Nul ne doit être contraint à embrasser la foi.

31. L'égalité fondamentale de tous les hommes entre eux.

32. La charité social.

33. Liberté et solidarité.

34. Dépasser une éthique individualiste.

35. Responsabilité et participation.

36. Les chrétiens, ferment du monde.

Chapitre III: Signification de l'Activité Humaine dans le Monde.

37. Position du Problème.

38. La réponse de la Bible.

39. Foi chrétienne et victoires humaines.
40. L'autonomie des réalités terrestres.
41. Rapport de l'activité humaine et du Royaume.
42. L'homme vaut par ce qu'il "est" plus que par ce qu'il "a".
43. Cité terrestre et cité céleste.
44. "Des cieux nouveaux et une terre nouvelle".
45. La Seigneurie universelle du Christ.
46. Regnavit a ligno Deus.
47. Alpha et omega.

Chapitre IV: Le Role de l'Eglise dans le Monde de ce Temps.

48. But de ce chapitre.
49. Raisons de la présence de l'Eglise dans le monde.
50. L'ordre de la Rédemption comprend l'ordre de la Création.
51. La mission universelle de l'Eglise.
52. L'union de la foi et de la vie concrète.
53. Le jour agréable à Dieu.
54. Rôle de chacun dans le Peuple de Dieu.
55. Quomodo Ecclesia a mundo iuvetur.
56. Les vicissitudes de l'histoire.
57. De communione fraterna in spiritu paupertatis aedificanda.
58. L'espérance du Peuple de Dieu.

付録 3 : アリッチャ草案 3 (Ar-3)

—Disceptatio: Constitutio Pastoralis de Ecclesia in Mundo Huius
Temporis (28/5/1965 - Cong. Gen. CXXXII, 21/9/1965)

Prooemium:

1. De coniunctione Ecclesiae cum tota familia gentium.
2. Ad quonam Concilium sermonem dirigat.
3. De ministerio homini praebendo.

Expositio Introductiva: De hominis conditione in mundo hodierno.

4. De spe et angore.
5. De profunde mutatis conditionibus.
6. Mutationes in ordine sociali.
7. Mutationes psychologicae, morales et religiosas.
8. De disruptis aequilibriis in mundo hodierno.
9. De appetitionibus et interrogationibus profundioribus et in dies

universalioribus generis humani.

Pars I: De Ecclesia et Conditione Hominis.

Praoemium:

10. Impulsionibus Spiritus respondendum.

Caput I: De humanae personae vocatione.

11. De homine ad imaginem Dei.

12. De dignitate corporis humani.

13. De dignitate animae et imprimis intellectus humani.

14. De dignitate conscientiae.

15. De praesentia libertatis.

16. De sociali indole hominis.

17. De morte devincenda.

18. De Deo ab hominis agnoscendo.

19. Problema atheismi.

20. De Christo, Homine perfecto.

Caput II: De hominum communitate.

21. Quid Concilium intendat.

Sectio 1: De principiis fundamentalibus.

22. De "interdipendentia" humanae personae et humanae societatis.

23. De multiplicatione socialium vinculorum.

24. Iura et officia humanae personae confirmantur.

25. Ordo socialis necessariae in dies evolvitur.

26. Bonum commune est universale.

Sectio 2: De viis sequendis.

27. De reverentia erga humanam personam.

28. De reverentia erga adversarios.

29. De amore inimicorum.

30. De fundamentali inter omnes homines aequalitate.

31. De caritate sociali.

32. De libertate et hominum coniunctione.

33. Quod ultra ethicam individualisticam progrediendum sit.

34. De "responsabilitate" et participatione.

35. De fundamentis theologis vitae socialis.

36. Verbum incarnatum et coniunctio humana.

Caput III: Quid significat humana navitas in universo mundo.

37. Problema ponitur.

38. Testimonium Sacrae Scripturae.

39. De fide christianae et humanis victoriis.
40. De rerum terrestrium autonomia.
41. De ratione inter humanum actionem et Regnum Dei.
42. Quod homo magis valeat propter id quod est quam propter id quod habet.
43. Civitas terrestris et Civitas caelestris.
44. "Caelum novum et terra nova".
45. Regnavit a ligno Deus.
46. De universali dominatu Christi.
47. Alpha et Omega.

Caput IV: De munere Ecclesiae in mundo huius temporis.

48. Quid huic capiti sit propositum.
49. Rationes propter quas Ecclesia in hoc mundo praesens esse docenda sit.
50. Ordo redemptionis ordinem reationis assumit.
51. De missione universali Ecclesiae.
52. De unione inter fidem et vitam concretam.
53. De munere laicorum.
54. De munere Pastorum.
55. Quomodo Ecclesia a mundo hodierno iuvetur.
56. De temporum vicissitudinibus.
57. De communione fraterna in spiritu paupertatis aedificanda.
58. De spe Populi Dei.

付録 4 : アリッチャ各草案 (Ar) とチューリヒ草案 (Z) との関連・構成

Z - 4	Ar - 3	Ar - 2	Ar - 1
n.1	n.1	n.1	n.2a
2	2	2	1
4	3	3(cf.11,12)	2b, 4b
2	4	4	5
2	5	5	6
	6	6	7
	7	7	8
	8	8	9
	9	9, 10	10,11,12
5	10	11	13a

Adn. I - 2, 3, 4,	11	12	16b, c, 19
5, 6			
"	12	13	
"	13	14	
"	15	14	
"	16	17	24
	17	18	
	18	19	
	19	19	
	20	20	19
	21	21	
	22	22	
Adn. I - 8	23	23	
Adn. I - 1	24	24	
Adn. I - 7	25	25	
"	26	26	
20	27	27	24
	28	28	25
	29	29	
Adn. I - 5	30	31	
	31	32	
	32	33	
Adn.IV - 6	33	34	
Adn.IV - 7	34	35	
Adn.IV - 17	35	36	
(in fine)			
	36		
	37	37	
	38	38	
	39	39	
	40	40	18
	41	41	

Adn.IV— 6	42	42	
	43	43	
	44	44 45	
	45	45 46	
	46	46	
	47	47	
	48	48	
	Adn.IV— 1	49	49
50		50	
Adn.IV— 5	51	51	
	52	52	
15, 16, 17, 18	53	54	
	14, 23/7°	54	
14	55	55	
	56	56	
17	57	57	
	58	58	28
20	Cap. I, II		
21, Adn.II	Pars II: Caput I		
22, Adn.III	" Caput II		
23, Adn.IV	" Caput III		
24, Adn.V	" Caput IV		
25, Adn.VI	" Caput V		

※ この構成表は Ar— 3 を中心にしたもので、関連条項の内容の削減、増幅がある。

註

1) 拙稿『南山神学』 第9号(1986年2月) 157~264頁。Ph. Delhaye, "Histoire des textes de La Constitution Pastorale," in: L'Eglise dans le Monde de ce Temps, Tome I (Unam Sanctam 65a), Les Edit. du Cerf/Paris 1967, 253-274 参照。

2) 付録1参照。

- 3) 付録 2 参照。
- 4) 付録 3 参照。“*Schema XIII : Constitutio Pastoralis : De Ecclesia in mundo huius temporis,*” in : *Acta Synodaria Sacrosancti Concilii Oecumenici Vaticani II, Vol. 4, Per.IV, Pars I,* (以下、A.S.S.C.V.IIと略記する), *Typ. Poly. Vat. MCMLXXVI,* 435-473.
- 5) 拙稿 上掲書 第 7 号 (1984 年 2 月) 77~95 頁参照。
- 6) チューリヒ草案との関係については、A.S.S.C.V.II, Vol.4, Per.IV, Pars I, *Sessio Publica IV, Typ. Poly. Vat. MCMLXXVI,* 525-526. 付録 4 参照。
- 7) A.S.S.C.V.II, Vol.III, Pars V, *Typ. Poly. Vat. MCMCXXV,* 147-158.
- 8) *Ibid.,* 175-189.
- 9) Ar-1 の第 2 条では、「神の民と人間の民の連帯性」となっている。『教会憲章』第 9 条参照。
- 10) Ar-1 では第 1 章になっている。「時のしるし」の社会学的分析については次を参照。F. Houtart, “*Les aspects sociologiques des Signes du Temps,*” in : *L'Eglise dans le Monde de ce Temps, Tome II (Unam Sanctam 65b), Les Edit. du Cerf/Paris 1967,* 171-204.
- 11) 1963 年 5 月の草案の人間論を基礎に置くが、“*vocatio*”と“*dignitas*”の概念を多用する。拙稿、『南山神学』第 6 号 (1983 年 2 月) 126~129 頁。
- 12) D. Capone, “*Antropologia, Coscienza e Personalità,*” in : *Studia Moralia IV (1966),* 93-102 を見よ。
- 13) Ar-2 の第 8 条参照。
- 14) 東門陽二郎訳、『エクレジウム・スアム』、中央出版社、昭 42、94~101 頁。
- 15) Ar-1 の第 19 条、Z-4 「付録 I」第 2 条。
- 16) すでに 1963 年の『議案 XVII』(XVII-A-4) で人間人格と社会性は強調されるが、教皇レオ 13 世以後の社会教説を述べていた。XVII-B-3 のテキストでは聖書の視点から教会と世界との関係を神学的に解明するために社会生活の意義を問う。P. Hauptmann, “*La communaute humaine,*” in : *L'Eglise dans le Monde de ce Temps, (Unam Sanctam 65b),* 254-264.
- 17) Z-4 「付録 I」第 1、8、9 条では社会化と集団的責任(*responsabilitas collectiva*) を説く。
- 18) 岳野慶作訳『パーチェム・イン・テリス』、中央出版社、昭 43 (改訂初版) 42、56 頁参照。
- 19) 岳野訳、上掲書、26~28 頁、58~59 頁。また、*Schema Constitutionis Doctrinalis : De Ordine Sociali, (6. De communi societatis humanae bono),* in : *Schemata Constitutionum et Decretorum ex quibus argumenta in Concilio discipanda seligentur, Series Tertia, Typ. Poly. Vat. MCMLXII,* 8-9.
- 20) 『議案 XVII』の B-3 の第 1 条およびルーヴァン草案の第 9 条をも見よ。

- 21) 岳野訳、上掲書、71頁。
- 22) パウロの教えのコンテキストは次のようである。ロマ、12、2：世と妥協するな。12、4-5：キリストにある一つの体と肢体。12、10：兄弟の愛をもっていつくしみ敬え。12、14：迫害する人を祝福せよ。
- 23) 「付録Ⅰ」には「責任」(responsabilitas)への言及が多い。第1、3、4、5、8、9、11、12条。
- 24) Ar-2の第36条は「付録Ⅵ」第17条の後半の一部の内容であるが、Ar-3では一層短くなる。
- 25) 「活動」の概念は“activitas”から“navitas”に代えられ、人間の使命感に根ざすより積極的な必然的な活動として理解する。ルーヴァン草案の内容も取り入れられる。
- 26) 労働については、議案『社会秩序について』の第3および第4章で、またルーヴァン草案の第13条で、更にチューリヒ草案(Z-4)の「付録Ⅳ」の第11条で述べられている。Z-4の第6条では労働の聖書の見解を述べている。
- 27) 自律性について、ルーヴァン草案の第13条をも見よ。
- 28) 『教会憲章』第36条の「信徒の王職について」。
- 29) Z-4の第2章第10~14条。拙稿『南山神学』第7号、86~89頁。Yves M.-J. Congar, “Le role de l’Eglise dans le Monde de ce Temps,” in: L’Eglise dans le Monde de ce Temps, Tome II (Unam Sanctam 65b), 305-320.
- 30) A.S.S.C.O.V.II, Vol.IV, Per. IV, Pars I, 526. *Schema Constitutionis Dogmaticae: De Ecclesia, Caput IX: De relationibus inter Ecclesiam et Statum, Caput X: De Necesitate Ecclesiae annunciandi Evangelium omnibus gentium et ubique terram*, in: *Schemata Constitutionum et Decretorum de quibus disceptabitur in Concilii sessionibus, Series Secunda, Typ. Poly. Vat., MCMLXII, 64-73*. この議案では教会と市民社会の相違に重点が置かれ、政治的・法的関係での教会の機能的側面を示す。詳しい研究として、P.G.Martelet, “L’Eglise et le temporel. Vers une nouvelle conception,” in: L’Eglise de Vatican II, éd. sous dir. G.Barauna (Unam Sanctam 51b), Les Edit. du Cerf/Paris 1966, 517-539.
- 31) 『教会憲章』第1、48条；『宣教活動教令』第1、8条。
- 32) 『教会憲章』第5条。
- 33) 『同憲章』第9条。「メシア的民」について、P.M.-D. Chenu, “Un peuple messianique,” in: NRT 89 (1967), 164-182.
- 34) 『同憲章』第7条。
- 35) 『同憲章』第36条；『信徒使徒職教令』第7、8条。
- 36) アリッチャ草案には聖霊の働きが強調される。第1、10、22、26、38、39、41、45条。
- 37) 拙稿、『南山神学』第9号、143~159頁参照。
- 38) チューリヒ草案(Z-4)、第4、6、8、9、11、12、14、16、17、19条。

- 39) アリッチャ草案 (Ar-3)、第2、10、22、27、28、30、31、35、38、39条。
- 40) 同草案、第1、3、4、9、26、32、33、35、36条。
- 41) 同草案、第3、4、13、16、17、38、43条。
- 42) 同草案、第2、4、5～9、19条。
- 43) 同草案、第25、34条など。

The Way of Love Opened to All Men
— A Study of the Theme of “Christian Love” and How It
was Developed in Composing the Text, “*The Pastoral
Constitution on the Church in the Modern World*” (4)—

Yoshitaka HAMAGUCHI

The present article is an analysis and a presentation of the theme of “Christian love” in the Ariccia draft (Schema XIII) of the “Pastoral Constitution”. This draft was as its main constituent thought a Christian anthropology, which emphasizes the dignity of the human person as an Image of God, the human vocation in the modern world and the solidarity with all humanity. This draft clarifies the significance of human activity, the mission of the church as the People of God in the modern world. The draft uses keywords like “human vocation,” “human solidarity”, “human family”, “fraternity”, “human society”, “world”, all concepts that become clear in a light of faith, but are common to all human beings.

In this context, how is Christian love explained? First of all, human persons as Images of God, “Love”, are able to love each other as persons and to give oneself to each other; so a fraternal human community of humankind is constituted in this world. The commandment of “love each other” becomes important in today’s interdependent world. The true human love, revealed in Christ crucified on the Cross for us, indicates the true human vocation, which does not end with death.

More concretely, we can realize the love in a human society, when we recognize the human responsibility and common good of the human family. To love is to respect an other’s being as a person like “another self”, and to recognize his human rights. Christian faith teaches that all human beings are the little brothers, especially the poor and oppressed. From this point of view, all kinds of discrimination are against true humanity and the spirit of love.

Human activity on this earth is a response to God’s calling to cultivate the earth through human labour. Realities of nature and the autonomy of the

human person are valued as truly important human and religious facts that have an intrinsic relation to the saving love of Christ. So a Christian has to integrate his faith with his everyday life.

Thus, Christians, the Church as the People of God, are called to testify to Christ and the presence of God through their lives, and to cooperate in building up a more human fraternal community in this world.